

京都市人権文化推進計画（仮称） 策定に当たっての提言

京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会

京都市人権文化推進計画（仮称）策定に当たっての提言

私たちは2004年6月、京都市が人権文化を構築するための基本方針等を定める“京都市人権文化推進計画(仮称)”の策定に当たって提言するように、京都市長から諮問を受けた。この提言はそれに応えるものである。

1948年に国連総会で「世界人権宣言」が採択されて以降、人権尊重の理念を広く社会に根付かせるための努力が国の内外で続けられてきた。人権が尊重される社会の実現は、すべての人たちの絶え間ない努力を通じて成し遂げられるものであるが、とりわけ教育・福祉をはじめ、市民生活に直接関わる自治体行政に期待される役割は大きい。

私たちの委員会は諮問を受けて以後、限られた時間のなかでいろいろと検討を重ねてきた。この提言は、人権施策に関する最近の動向や、これまでの京都市の取組などを踏まえたうえで、人権の基本的な考え方や人権施策の基本的な方針、さらに種々の施策を推進するための具体的な取組み方についても、触れている。また、“市民とのパートナーシップ”という京都市政の基本方針を踏まえ、広く市民の意見を聞くために、検討の中間段階でパブリック・コメントを実施した。そして、そこで寄せられた意見をも、委員会の最終提言にできるかぎり取り入れるように努めた。

京都市が人権文化推進のための計画を策定される際には、この提言を十分に尊重されることを期待する。また、パブリック・コメントで寄せられた意見のなかでこの提言に取り入れられなかったものについても、それらの必要性を検討し、可能な範囲で実施されることを希望したい。

京都市は、人権の尊重があらゆる行政施策の根底にある事実を直視し、一人ひとりの市民が個人として大切にされる社会の実現を目指して、積極的に日々の行政に取り組んでいただきたい。

平成17年3月

京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会
座長 安藤 仁介

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第1章 基本的な考え方 | 1～ |
| 1 人権の基本的考え方 | |
| (1) 個人の尊厳の保持及び可能性の伸展 | |
| (2) 相互の人権の尊重 | |
| (3) 人権の普遍性 | |
| (4) 人権の日常性 | |
| 2 提言の対象となる人権施策の範囲 | |
| 3 人権施策の基本方針 | |
| (1) すべての人の人権を尊重する | |
| (2) 市民との協働（パートナーシップ）による推進 | |
| (3) 総合的，戦略的な推進 | |
| 第2章 各重要課題について | 5～ |
| ・女性 ・子ども ・高齢者 ・障害者 ・同和問題 ・外国人・外国籍市民 | |
| ・感染症患者等 ・ホームレス ・その他の課題 | |
| 第3章 施策の推進と重点項目 | 18～ |
| 1 教育・啓発 | |
| (1) 人権教育・啓発について | |
| (2) 重点項目 | |
| 2 保障 | |
| 人権の保障について | |
| 3 相談・救済 | |
| (1) 人権相談・救済について | |
| (2) 重点項目 | |
| 第4章 計画の推進 | 29～ |
| 1 推進体制と職員研修 | |
| (1) 推進体制 | |
| (2) 職員研修 | |
| 2 関係機関，関係団体等との連携 | |
| 3 進行管理と評価 | |
| (1) 進行管理 | |
| (2) 評価 | |

(参考資料)

- ・ 京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会設置要綱
- ・ 京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会委員名簿
- ・ 京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会の開催経過
- ・ パブリック・コメントの結果
- ・ 用語説明

第 1 章 基本的な考え方

人権について、委員会が示す基本的な考え方は、以下のとおりである。

1 人権の基本的考え方

(1) 個人の尊厳の保持及び可能性の伸展

人は、一人一人かけがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてくる。人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。別の言い方をすれば、人がどのような状況にあっても、個人としての尊厳を守り、個人の可能性を最大限に伸ばしていくことといえる。

(2) 相互の人権の尊重

人権は、個人の尊厳及び可能性に関わるものであり、誰もが等しく持っているものである。人権の尊重が社会に根付くためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその相互の尊重の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権も尊重することが求められる。

(3) 人権の普遍性

人権は、誰もが等しく持っており、すべての市民にとって同じように意味があるものである。京都市の基本計画にも掲げられているように、人権に関する施策は、性別や障害のあるなし等に関わらず、すべての人がいきいきとくらせるまちの実現を目指して、教育・啓発をはじめとしてソフト、ハードの両面から各種の取組が推進されてきた。

それらの取組の中には、他の人には保障されている人権が、十分に保障されているとはいえない人々の状況等を改善するための施策も含まれる。そのような人権上の重要な課題に対し、国や地方自治体が重点的に取組を推進することは、人権が尊重されるまちを実現するために必要不可欠なことであり、人権が個人の問題だけでなく、社会的な問題であるという認識を深めるうえで大きな役割を果たしてきた側面もある。

しかし、これまでに人権に関する様々な取組が進められてくる中で、特別に施策の対象とならなかった人々にとっては、人権は自らのものであるという意識が希薄になってはいないだろうか。更には、漠然とではあるが、人権は重いテーマ

であるというような印象を持っていることも完全には否定できないのではないだろうか。

結果として、依然、人権を十分に保障されているとはいえない人々や人権問題の解決に取り組んでいる人々と、日常では人権をほとんど意識することがない人々との間には、人権に対する意識のずれが生じてはいないだろうか。

しかし、本来、人権は、市民一人一人にとって身近なものであり、改めて人権がすべての人にとって普遍的なものであるという認識に立ち返ることで、人権問題が社会全体の問題として位置付けられ、依然として状況の改善を必要とされている人々の問題の解決に資すると考えられる。

更に、他者の人権のために自分は何ができるのかという考え方や、将来の人の人権をも尊重するという視点を持てば、人権は、環境や平和の問題をはじめ、社会をよりよいものに発展させていくこととつながっているということができる。

(4) 人権の日常性

前項(3)で述べたように、これまで特別に施策を必要としなかった人々にとって、人権は、日常生活の中で特に意識されることが少ないと思われる。

しかし、勤労の権利や財産権をはじめ、交通機関による移動、新聞等による情報の入手、様々な意見の表明などはすべて人権に関わるものである。

人権が守られることによって日常生活を送ることができることを改めて認識する必要がある。

2 提言の対象となる人権施策の範囲

人権に関わる施策には人権教育・啓発をはじめとして様々なものがあるが、委員会では、人権が尊重される社会づくりに必要な施策を、(1)人権尊重の理念の普及等を行う「人権教育・啓発」、(2)他の人が享有している人権を十分に享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況をソフト・ハードの両面において改善を図る「人権保障」(ここでいう保障とは、いわゆる「社会保障制度」のような使われ方とは異なっている。)、また、(3)実際に人権が侵害された場合に相談等に適切に対応するための「人権相談・救済」の三つに体系化し、それぞれについて提言を行う。

3 人権施策の基本方針

京都市が人権施策を進めるに当たっては、前述した「基本的考え方」に基づき、以下の点を中心に進められたい。

(1) すべての人の人権を尊重する

人権はすべての人にとって普遍的なものであることから、人権が十分に保障されていない人々をはじめとして、すべての市民が人権を等しく持っているという認識の下、「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち、各種の人権施策を推進すべきである。

これまで主に障害者福祉の分野でノーマライゼーションの理念の普及が図られてきているが、多様な価値観を認め合い、互いに個性を尊重するという点で、すべての人の人権を尊重するという考え方がその根底にあるといえる。

また、近年、障害の有無などに関わらず、あらかじめ、できる限りすべての人にとって使いやすい製品、建物、環境をデザインしておくというユニバーサルデザインの考え方が提唱されている。このユニバーサルデザインについても、人権が十分に保障されているとはいえない人だけの問題ではなく、すべての人に関わる問題として捉えるという点で、人権尊重の理念に通じているといえる。

すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、各種の人権施策を推進する際には、このノーマライゼーションやユニバーサルデザインの視点を持つ必要がある。

(2) 市民との協働（パートナーシップ）による推進

人権は、すべての市民にとって安らぎのある暮らしの基盤となるものであり、市民一人一人が日常において守り、発展させていくものである。

京都市では、市民とのパートナーシップによる市政推進を市政の基本方針に置き、市民参加推進条例の下、市政のあらゆる段階において市民参加を積極的に推進してきているが、今後も、その流れは止まることはないと考えられる。このような市の方針は、町衆による自治の伝統を今に受け継ぐ京都市に大変ふさわしいことであると思われる。既に市民生活の各分野において、NPOの活動をはじめとする市民参加が活発になっており、新しい時代に応じた市民による自治が徐々にではあるが成熟しつつあることが伺われる。

京都市行政においては、これまでの流れを止めることなく、人権施策の推進においても、あらゆる分野で市民との協働をその根本に置くべきである。

ここでいう市民との協働とは、安易に行政の負担を市民に肩代わりさせるというものではなく、市民の目線で、市民と共に努力を行うことを意味するものである。更には、先進的な取組は行政以外で取り組まれることがあることなども考えると、むしろ積極的に市民の取組に学ぶという姿勢を持って協働することも必要であろう。

(3) 総合的，戦略的な推進

人権に関わる施策はそれぞれの部局において取り組まれているが，部局間の連携がなければ，結果として施策全体の効果が十分でないことも考えられる。例えば，駅周辺を整備しても，それに続く道路が適切に整備されていなければ，障害のある人は目的地まで円滑に移動できないし，複数の分野にわたる人権問題などは，各部局の連携が欠かせない。

このことから，人権に関わる施策の推進に当たっては，一人一人の可能性の伸展や社会参加を阻害している要因が無いか，つまり，人権の視点で市政を常に点検したうえで，施策の効果が十分に発揮されるよう各部局の十分な連携の下，総合的に取り組むことが重要である。

また，人権に関する施策は，施設等のバリアフリー化などのハード面だけではなく，人権尊重の理念を普及するための教育・啓発など，ソフト面もまた重要である。

市民生活において人権が尊重されているかどうかを数字で示すことは困難であるが，着実な成果を挙げるためには，人権施策の推進に当たっても客観的なデータや分析等に基づき，社会状況等の変化にも常に注意を払いながら，長期的な課題と短期的な課題の整理，状況に応じた取組の優先順位の検討など，施策全体にメリハリをつけて戦略的に推進することが必要である。

更に，市民と行政の役割は時代の流れと共に変わっていくが，人権施策においても例外ではなく，市民，人権関係団体，企業，NPO等との対話を常に維持し，市民と行政との役割の在り方について常に点検しておく必要がある。

第2章 各重要課題について

人権上の各重要課題については、これまでもそれぞれの部局において、各分野別の計画などを基に、その解決に取り組まれているところであるが、今後共、各課題の社会的な背景や、これまでの取組の成果や反省等を踏まえるとともに、人権問題が複雑化、多様化する傾向にあることから、必要に応じて各部局の十分な連携を図られたい。

なお、基本的考え方に示したように、人権の問題は、人権が十分に保障されているとはいえない人だけの問題ではなく、市民一人一人の身近な問題であり、社会全体の問題である。具体的な施策の推進に当たっては、施策の対象となる市民とそれ以外の市民とは別であるという印象を与えないよう、行政をはじめ、課題の解決に取り組む市民、企業、関係団体等が、「すべての人の人権を尊重する」という視点に立つ必要があることを改めて強調しておく。

ここでは、女性、子どもなど、人権上、解決すべき重要な課題の解決に関して、京都市が施策を進めるに当たっての提言として、各重要課題についての現状と課題及び今後の施策の在り方について簡潔に示している。

【女性】

1 現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった男女の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担を反映した制度・慣行等が、今なお根強く存在している。

また、女性に対する暴力は、女性に対する重大な人権侵害であり、早期根絶を図るべき問題である。この他にもセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性の商品化などが社会問題となっている。

2 今後の施策の在り方

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現する必要がある。そのためには、一人一人の人権を尊重することを基礎としながら、性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して各種の取組を推進する必要がある。また、その中では、社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）に基づく固定的な役割分担等に捉われない視点も必要である。

（保育・学校教育）

- ・ 個人差に留意した、発達段階を踏まえた男女平等教育の推進

- ・ 保育，教育活動の中に，性別による固定的な性別役割分担意識を反映した慣行や子どもたちへの関わりが残されていないかの点検，改善
- ・ 男女平等教育の一環として，学校・家庭・地域の連携の下，子どもたちの性に関する意識や実態に即した性教育の推進

（啓発）

- ・ 男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動の積極的な推進，市民等の自主的な取組の支援

（雇用・意思決定）

- ・ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等を図るため，事業者に対する広報，啓発活動の積極的な推進及び事業者の自主的な取組の促進
- ・ 男女があらゆる分野での政策・方針等意思決定過程に参画できるように，具体的な登用計画の策定に基づく市の審議会等における女性委員の登用の推進，企業，各種団体等の取組の支援

（暴力）

- ・ ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメントなど，女性に対するあらゆる暴力を根絶するため，女性の人権尊重に向けた広報・啓発の強化及び関係機関等との連携による被害者への支援

【子ども】

1 現状と課題

地域社会の変化や少子化の進行などを背景として，虐待や不登校，いじめ，学級崩壊，問題行動，児童買春など，子どもの心身の健全な成長が妨げられる様々な問題が発生している。

2 今後の施策の在り方

「子どもの権利条約」においても掲げられているように，子どもは，身体・生命の安全はもちろんのこと，あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体である。

更に，子どもは，単に保護・指導の対象としてのみ捉えられるのではなく，自らの意見を表明する権利や参加する権利などを保障されるとともに，家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」が考慮されなければならない。

また，子どもの人権をめぐる問題は，大人社会の反映であることを改めて認識す

る必要がある。

(虐待)

- ・ 児童相談所を中心とした早期発見・早期対応のための体制の確保, また, 問題を抱えながら自ら支援を求めない家庭に対する家庭訪問など, 虐待の予防から保護, ケアまでを含んだ, 総合的な子育て支援策の推進
- ・ 学校における虐待の早期発見・早期対応及び保護者啓発の一層の充実, 児童相談所をはじめ関係機関との連携強化
- ・ 個々の事例に応じた関係機関との連携とネットワークの構築

(不登校, いじめ, 問題行動)

- ・ 生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期において, 子どもたちが大人とのしっかりした信頼関係の下で, 自己肯定感を確立し, 子ども同士の仲間意識・他者を認めていく意識を高めていくことを目指した保育の推進
- ・ 人権尊重を核とした学校, 学級づくりの推進
- ・ 問題行動や不登校の兆候を学校・家庭・地域が共有するなど, 三者が連携した課題解決に向けた取組の推進
- ・ 児童・生徒が生き生きと活動し, そこにいることの喜びや存在感を感じることでできる「心の居場所」づくり
- ・ 自尊感情の向上, 自己実現を図っていくための様々なスキル の獲得に向けた取組の推進
- ・ 児童相談所・学校・警察・弁護士会・家庭裁判所等関係機関の連携の強化, 家庭・地域社会との連携

【高齢者】

1 現状と課題

少子化, 平均寿命の伸展による急速かつ著しい長寿化等を背景に, 寝たきりや認知症高齢者(痴ほう性高齢者)など, 介護を要する高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する中で, 介護疲れによる介護放棄や身体的・経済的虐待等の様々な権利侵害が社会問題となっているとともに, 介護の多くは女性に集中しているという現状がある。

2 今後の施策の在り方

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識を十分に活かし, 地域社会の中で

いきいきと輝いて暮らせる真の長寿社会の実現のためには、すべての市民が長寿社会の諸問題を自分のものとして捉え、その理解と関心を深めることが必要である。

(学校教育)

- ・ 総合的な学習の時間での福祉をテーマにした学習や学校行事における高齢者との交流、高齢者福祉施設への訪問

(生活環境)

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自らの自立した生活ができるよう、住宅施策と保健福祉施策との連携等による「すまいづくり」やユニバーサルデザインに基づく「まちづくり」の推進など、ソフト・ハードの両面からの高齢者の生活環境の整備

(社会参加)

- ・ 高齢者が、健康で生きがいを持って自己の生活を主体的、積極的に築いていくことができるよう、社会参加の場を提供しつつ、様々な機会を活用して、高齢者の意識向上を促し、社会参加への意欲の高揚につなげる取組の推進
- ・ 様々な世代が共に参加できる多様なイベントの開催、高齢者福祉施設と児童福祉施設等との合築・併設の検討など、世代間が交流できる機会の提供

(介護予防)

- ・ 介護が必要となる状態になる前からの健康づくりや介護予防が重要であることから、疾病予防のほか、身体機能の低下予防、機能訓練の充実など、保健、医療、福祉の各分野の連携による介護予防の積極的な推進

(認知症高齢者)

- ・ 認知症高齢者とその家族が地域社会から孤立しないよう、認知症（痴ほう症）に対する正しい知識と理解の普及、啓発活動の推進
- ・ 自己の判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守る権利擁護対策の推進、特に、積極的な成年後見制度の普及啓発・利用促進
- ・ 高齢者の尊厳を支えるケアの確立

(虐待)

- ・ 要介護者対策及びその家族の負担軽減を含む総合的な支援
- ・ 高齢者の虐待が重大な人権侵害であることについての認識と理解を深めるための啓発活動の推進
- ・ 在宅介護における高齢者への虐待については、児童虐待と同様に早期介入など

踏み込んだ対応が必要であることから、虐待防止に関する法的整備についての国への働きかけ

【障害者】

1 現状と課題

ノーマライゼーションの理念は徐々に定着しつつあるが、道路や駅に階段や段差が多いといった物理的な障害のほかに、無理解、無関心といった問題、とりわけ精神障害に関する誤った認識や偏見などが依然として存在している。更に、障害者福祉サービスの一部が、事業者との契約により利用する支援費制度に移行したことから、利用者保護が必要となっている。

他方では、自閉症、学習障害などの発達障害者の支援に関する法律（発達障害者支援法）が平成17年度から施行される。

京都市においては、自閉症児等に対する療育の普及に先進的に取り組まれているが、他の医療機関での取組が広まっていない現状において、多くの待機児童が生じている。

学校教育分野においても、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の観点から、学習障害等による特別な教育的支援が必要な子どもたちに対する新しい教育支援システムの確立は、緊急を要する課題となっている。

2 今後の施策の在り方

障害の有無という区別の仕方や、福祉的な施策の対象者という捉え方ではなく、障害者の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また、障害の有無に関わらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する必要がある。

（保育・学校教育）

- ・ 障害のある子に対する、発達状況を考慮した保育、援助指導
- ・ 障害のある子もない子も共に育ちあう保育の推進
- ・ 身体障害、知的障害のある子どもや、自閉症、学習障害等の発達障害のある子どもの一人一人のニーズに応じた教育の充実と、就学前から卒業後までの生涯にわたる総合的な支援
- ・ 「企業就職」を希望する高等部生徒や保護者のニーズにこたえるため、働く意欲の向上、働くためのより専門的な知識や技能の習得、産業現場等での実習の活用など、卒業後を見据えた教育の拡充

(自閉症児者等及びその家族への支援の充実)

- ・ 自閉症児者等に対する支援を総合的に行うため、自閉症・発達障害支援センターを設置し、児童福祉センターの自閉症発達外来などと十分連携しつつ、相談から療育、就労支援、啓発などを実施

(啓発)

- ・ 障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある市民に関する理解を促進するため、幅広い啓発活動を推進

(権利擁護システムの充実)

- ・ 知的障害や精神障害のある市民の権利が守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、成年後見制度や、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業の利用の促進

(精神障害のある市民の自立促進)

- ・ 精神病院への実地指導や精神医療審査会などによる適正な精神医療の確保
- ・ 病状が安定して入院治療の必要がないにもかかわらず、地域における生活支援体制が十分でないなどの理由で入院を余儀なくされている、いわゆる社会的入院者への退院促進支援

(社会参加・交流の促進)

- ・ 手話通訳者、要約筆記者の配置、録音図書等の貸出、対面朗読等の実施など、障害のある市民が学習講座等に参加できる条件の整備
- ・ 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、障害者スポーツ指導者の養成講座等の実施
- ・ 障害のある市民とない市民の協働と交流の促進、地域の人々とのふれあいやボランティア活動による支援が広がるような取組の推進
- ・ 企業等に対する障害者の積極的な雇用の促進や、障害のある人もない人も共に働ける職場づくりの促進のための啓発活動の推進

(まちづくり)

- ・ 建築、公共交通機関、道路、公園等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるバリアフリー化の推進
- ・ ユニバーサルデザイン(あらかじめ、できる限りすべての人にとって使いやすい製品、建物、空間をデザインすること)の考え方に基づき、社会のあらゆる分

野において、誰もが障壁を感じる事のない生活環境をつくることを目指した、京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例の制定

【同和問題】

1 現状と課題

同和問題については、わが国において、早急に解決すべき人権上の重要な課題として、長年にわたり取り組まれてきた。京都市においても市、同和地区住民、関係団体等の努力があいまって、従来劣悪であった住環境や生活実態は大きく改善され、特別施策としての取組は、平成13年度末に終結した。しかし、市民意識、教育に加えて、環境改善についても、同和問題を解決するうえでの課題が残されている。また、人口の減少や少子高齢化の急速な進展など、地域コミュニティを形成するうえでの現代社会の課題が特に顕著に現れている。

市民意識については、市民の人権問題に関する意識はかなり高まってきたとはいえ、結婚や就職に際して同和地区出身者との関係を避けようとする身元調査、差別落書き、インターネット上の掲示板等への差別的記事の掲載など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が現在も後を断たない状況がある。

また、市民に同和問題についての誤った認識を与える「えせ同和行為」が依然として存在し、同和問題解決の障害となっている。

学校教育では、これまでの取組の結果、高校進学率に象徴されるように学力水準は大きく向上したが、学年進行に伴い低学力層に偏る傾向、高校非卒業率、大学進学率の格差などの課題が残されている。

また、経済的にも教育・文化的にも厳しい条件におかれている家庭の割合はむしろ増加してきている。

2 今後の施策の在り方

(保育・学校教育)

- ・ 保護者との連携の下、一人一人の子どもたちの豊かに伸びる可能性を引き出し、主体的な生きる力をつける保育の推進
- ・ 多くの子どもたちや保護者、住民が集い、交流する場となりつつある保育所における、同和問題や人権問題に関する啓発の推進
- ・ 同和地区児童・生徒の自己実現に向けた、自らの力で進路を切り拓く確かな学力の定着
- ・ すべての児童・生徒に人権尊重を基盤とした同和問題認識を深め、同和問題をはじめとする人権問題解決への実践的態度の基礎の育成

(啓発)

- ・ 講演会など様々な手法による学習機会の提供
- ・ NPOの活動に対する支援など，市民の自主的な学習活動の促進
- ・ 企業等における就職の機会均等を保障する公正な採用選考の促進及び同和問題についての啓発活動の推進
- ・ 保護者一人一人が人権尊重を日々の生活で実践し，人権問題の解決に向けて主体的な役割を果たすことを目指した効果的な啓発活動の推進

(コミュニティセンター の活用)

- ・ 「市民の自主的な取組の支援」，「市民相互の交流と共生」，「人権尊重のまちづくり」を視点とした，人権文化の息づくまちづくりを進めるための市民の交流，地域コミュニティ活動の拠点としての活用

(まちづくり)

- ・ 地域住民とのパートナーシップの下，各地区の実態を踏まえた良好な居住環境の形成，健全なコミュニティの維持・発展，周辺地域との交流，「住み続けられるまち」を目指した住環境整備施策の推進

【外国人・外国籍市民】

1 現状と課題

京都市人口の約3%を占める外国人登録者数のうち，7割が韓国・朝鮮籍である。近年は，留学生や就学生，中国からの帰国者の家族等をはじめ，中国籍やフィリピン籍等の新定住外国籍市民は増加する傾向にあり，民族，国籍が多様化している。外国人・外国籍市民は，教育，就職，住宅，福祉をはじめ，生活の様々な面において，外国人であるという理由だけで差別や不利益を受けるといった問題がある。

2 今後の施策の在り方

すべての人々が，民族，国籍，文化等の違いを互いに理解し合い，また，外国籍市民が制度上の格差等による不利益を被ることのない，すべての人の人権が尊重される多文化共生社会を実現する必要がある。

(保育・学校教育)

- ・ 子どもたち同士が文化の違いを認め合い，お互いを尊重しあえる心を育てる保育の推進，外国の絵本など，乳幼児期から多様な文化に触れる取組の推進
- ・ 民族や国籍の違いを認め，相互の主体性を尊重し，高めながら，共に生きる多

文化共生の精神のかん養

- ・ 日本人児童・生徒の民族的偏見を払拭し、在日韓国・朝鮮人児童・生徒をはじめとする外国人児童・生徒の学力の向上と進路展望の拡大，民族としての歴史や文化の価値について認識を高める取組の推進
- ・ 中国帰国児童・生徒や日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対する，日本語能力の向上や学力の定着

(就労)

- ・ 企業等に対する就職の機会均等を保障した公正な採用選考の促進
- ・ 外国人労働者に対する適正な労働条件の確保

(多言語等への対応)

- ・ 行政施策に関する情報の多言語パンフレットの発行やF M放送を利用した英語による情報の提供，医療通訳の派遣等
- ・ 言葉や日本の文化，習慣，行政制度等に不案内な外国人・外国籍市民のための，弁護士や行政書士等による相談窓口の整備

(交流の促進)

- ・ 異文化理解の促進，多文化共生社会の実現を目的とする外国籍市民も含めたすべての市民が交流できる機会の提供

(啓発)

- ・ 講演会の開催やメディア，印刷物等を利用した啓発活動の推進

(市民参加)

- ・ 外国籍市民に関する諸問題について，京都市が意見を求める「京都市外国籍市民施策懇話会」を中心とした，外国籍市民の市政への参画の促進

【感染症患者等】

1 現状と課題

(H I V感染者，エイズ患者等)

世界各国でエイズ患者・H I V感染者 が急増する中，わが国におけるエイズ患者，H I V感染者の数も，先進国の中で唯一増加傾向が見られ，積極的な予防施策を講じることが急がれている。

また，エイズに関する誤解や他人事とする意識等により，患者・感染者及びその

家族が、診療拒否、採用拒否、解雇、賃貸住宅への入居拒否等不当な扱いを受けるなどの問題が生じている。

(ハンセン病患者・元患者)

ハンセン病はらい菌による感染症であるが、感染による発病の可能性は低く、また、治療法も確立している。患者・元患者は、長期にわたり家族や社会から隔離されてきただけでなく、現在においても、高齢化等により社会への復帰が極めて困難な状況にある。更に、最近のハンセン病元患者に対する宿泊拒否等の事例に見られるように、偏見・差別意識が解消されていないのが現状である。

そのほか、感染症や疾病に関する不正確な知識、思い込みにより、感染症患者等への偏見や差別意識が生じ、患者とその家族も含めて、人権上の問題が生じている。

2 今後の施策の在り方

感染症患者等については、社会から切り離すといった視点で捉えるのではなく、疾病や感染防止に対する正しい知識を普及させるとともに、患者等の人権を尊重し、一人一人が安心して医療を受けて早期に社会に復帰できる等の健康な生活を営むことができる権利、個人の意思の尊重、自らの個人情報を知る権利と守る権利等に配慮していくことが重要である。

(支援)

- ・ 患者・感染者が安心して受けられる医療体制の確立
- ・ 市民がより検査・相談を受けやすい体制づくりの推進

(教育)

- ・ 子どもたちの性に関する意識や実態に基づく、エイズ教育の推進

(啓発)

- ・ マスメディア等を活用した正しい知識の普及と、患者・感染者の人権擁護についての広域的な啓発の推進、若年層を中心とした感染防止のための啓発強化
- ・ 外国語冊子の作成による、外国人に対する啓発の推進
- ・ 企業等における社員教育の場や社内広報媒体等を使った正しい知識の普及、患者・感染者のプライバシー保護と人権擁護についての啓発の促進

【ホームレス】

1 現状と課題

厳しい経済情勢等により、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が多数存在する。就業の機会がないために失業状態にあったり、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にある。また、ホームレスとなった人々に対する暴力や嫌がらせ、偏見や差別意識による排除等、人権にかかわる重大な問題が発生している。

2 今後の施策の在り方

- ・ 就業機会の確保をはじめ、安定した居住場所、保健及び医療の確保、生活に関する相談や指導など、関係行政機関の密接な連携による個々のホームレスの状況に応じた自立支援施策の推進
- ・ ホームレスの実情についての理解の促進を目的とした人権研修会の開催等による地域での人権啓発・教育の推進
- ・ ホームレスに対する支援活動を実施している各種民間団体等との積極的な意見交換や情報交換

【その他の課題】

1 現状と課題

先に掲げた重要課題のほか、社会情勢の変化等に伴い、人権に関する様々な課題が発生している。

(性同一性障害者等)

- ・ 性同一性障害とは、生まれながらの自分の体の性と心の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状況をいい、認知はされつつあるが、まだまだ社会の理解は低いのが現状である。そのため、外見と戸籍上の性別との不一致による様々な偏見や差別にさらされ、当事者自身が精神的な苦痛を受けるだけでなく、社会参加が困難な状況に置かれている。

また、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題も生じている。

(刑を終えて出所した人)

- ・ 本人の真摯な更生の意欲がある場合でも、一般の人の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい現実がある。

(犯罪被害者等)

- ・ 犯罪は犯罪被害者等に対する重大な人権侵害であるのは当然のことながら，マスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損，過剰な取材による私生活の平穩の侵害などの二次的な被害も問題となっている。
また，犯罪被害者等に対する社会の理解が充分でなく，社会全体でこれを支援していく必要がある。

(アイヌの人々)

- ・ 民族としての歴史やアイヌ語，独自の伝統，文化に対する理解と認識が不足し，アイヌの人々の民族としての存在や誇りを尊重する考え方が欠如していることなどがある。

(プライバシーの侵害)

- ・ 現代の情報化社会においては，当人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど，自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっている。実際に，行政，民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報が漏えいしたり，それらが商品化されて取り扱われるという問題が発生している。
また，身元調査のように差別的な行為につながる，加重的な人権侵害が引き起こされている。

(インターネットによる人権侵害)

- ・ インターネット利用者の急激な増加により，ホームページにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信や，電子掲示板を利用した不特定多数の利用者による情報の交換等において，他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等が一方的に掲載されるなど，重大な人権侵害が頻発しているが，法的な規制が追いついていない状況にある。

(婚外子，母子（父子）家庭に対する人権侵害)

- ・ 婚外子（非嫡出子）については，法制度上の問題も指摘されているところであるが，依然として社会の中に差別が残っている。
また，母子（父子）家庭に対する差別があり，就業面等で厳しい状況に置かれている問題などがある。

2 今後の施策の在り方

これらの様々な人権課題には，人がそれぞれに持つ異なった生まれや生い立ち，社会生活の態様などに対して「自分と違うもの」として排除しようとする意識がそ

の背景としてあるだけでなく、科学的合理的根拠のない先入観や思い込みなどが原因となっていると思われる。

市民一人一人が、個々の人権問題について正しい知識を持つと同時に、それを自分自身の問題として捉え、自ら考え、対処する力を養えるよう、講演会等の啓発活動、自主的な取組の支援等を積極的に行う必要がある。

また、当事者の意見を十分に把握し、可能なものから制度等の改善を行うなど、意識だけでなく実際の社会生活に関わる面での改善にも取り組む必要がある。

第3章 施策の推進と重点項目

ここでは、各人権施策についての基本的な考え方や施策を推進するに当たって重点を置くべき項目などを示している。また、検討の過程で挙げられたいくつかの具体的な事業例についても掲げている。

なお、事業例については、既に類似の事業が行われているものや、更に詳細な検討を行う必要があるものもあるが、重点項目を推進する上で、人権尊重のまちづくりの取組として有効と考えられるものもあると思われるので、京都市ではこれらの実現、充実に
ついて十分に検討されたい。

1 教育・啓発

(1) 人権教育・啓発について

ア 人権教育・啓発の目的

人権教育・啓発の目的は、生涯学習の視点から、乳幼児から高齢者に至るそれぞれの段階における多様な教育・啓発活動を通じて、市民一人一人が自らの人権の大切さを十分に認識すると共に、すべての人の人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を尊重する行動がとれるようにすることにある。

つまり「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権が侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等についての正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが目的といえる。

最終的には、人権が尊重される社会環境の整備や仕組みづくりが行われることで、人権尊重の社会が市民自らの手で自立的に継続、発展することが望ましい姿といえる。

イ これまでの京都市の取組

京都市における人権教育・啓発については、「京都市基本計画」に示す方針の下、「人権教育のための国連10年京都市行動計画（以下「行動計画」という。）」に基づき各種の取組を推進してきた。行動計画は、国連の「人権教育のための国連10年行動計画」及び国の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の取組と協調し、京都市において人権教育・啓発を総合的に推進することを目的として策定されたものである。

行動計画には、人権尊重の理念や各人権課題の解決のための取組なども掲げられているが、主に「人権教育の推進計画」に掲げた78の項目の実施、達成に主眼が置かれていると見てよい。行動計画は平成16年12月に取組期限を迎えたが、

計画に掲げた78項目の具体的取組については、計画期間中にすべての項目について着手、実施されており、実施計画という視点では目的は達成できているといえる。その中では、ワークショップ形式の啓発事業や市民公募事業などの新たな手法の導入なども行われており、事業手法の拡大や充実という点で、特に成果があったといえる。これまでに教育・啓発で採用されている手法については、京都市においてもほぼ出揃っているといってもよいと思われる。

(2) 重点項目

これまでの取組を踏まえ、今後、人権教育・啓発を推進するに当たり重点を置くべきと思われる項目を挙げる。

ア 人権教育

(ア) 家庭教育

家庭における取組は、乳幼児期からの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である。

特に親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供を図る必要がある。

また、子育てに不安や悩みを抱える親等への支援体制等の充実を図る必要がある。

(イ) 学校等における人権教育

〔保育所・幼稚園〕

保育所や幼稚園においては、豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標として、「子どもの権利条約」を踏まえ、子どもを指導や保護の対象として捉えるのではなく、保育の主体は子どもであるとの視点に立って、子どもの自主性や意欲を引き出し、子ども自身が選択することを重視した保育が行われる必要がある。

〔学校〕

人権教育は生涯にわたるものであり、学校だけでなく家庭、地域そして社会全体で取り組まれるべきものであるが、生涯学習の基礎を培う学校教育が、その過程において果たすべき役割は大きい。

学校における人権教育というと、とすれば「人権とは何か」、「人権は尊重されるべきである」といった人権一般についての知識・理解を中心とした教育と受け止められがちであるが、京都市の方針においても掲げられているように、本来、学校での人権教育は「自らの進路を切り拓き、自立して生活できること」また、「人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動を取ることができる子どもの育成」を目指して行うものであり、学校教育においてあらゆる取組を通じて行われるものである。

人権は個人の尊厳の保持と可能性の伸展であるという基本的な考え方に照らしても、すべての子どもはそれぞれに豊かな可能性をもっており、その可能性の最大限の開花を図ることが、学校教育における最重要課題といえる。

既に学校及び地域の実情に応じて熱心な取組が推進されているが、中でも、学校において子どもたちが自ら人権について積極的に学ぶ姿に触れることが、保護者に対する大きな啓発となる点は見逃せない。この点でも既に取り組みられている事例もあるが、今後も積極的に推進されるべきであろう。

(ウ) 社会教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図る必要がある。特に、保護者の意識や行動は子どもの人権意識や行動に大きな影響を与えることから、学校等で行われる保護者対象の人権学習やPTAが取り組む学習活動に対し支援を行う必要がある。人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現われるような人権感覚を養うことが求められる。また、様々な事情で基本的な文字の読み書きを学ぶ機会が保障されなかった人が存在することについても、人権に関わる問題として位置づけ、その解決を図るための取組を進めていく必要がある。

施策の推進に当たっては、地域の実情に応じて、関係機関やNPO等と連携しながら、社会教育施設等を中心とした多様な学習機会の提供、子ども、高齢者、障害者等との交流の機会の充実や、市民の参加意欲を高めるような学習プログラムの充実、指導者の養成などを図っていく必要がある。

イ 人権啓発

(ア) 広報

人権教育・啓発における市民への広報は、市民にとって人権の尊重や人権問題に気付き、人権意識を深めるための機会を作る手段として重要な役割を担っている。市民が知りたい情報が手に入れやすいこと、また、行政が対象に応じてきめ細かな情報発信、情報提供を行うことは、人権教育・啓発に限

らずあらゆる施策の基本ともいえるものである。

広報は、広く市民に周知できるという点がメリットとして挙げられる一方で、情報の流れが一方的であることが多く、効果が目に見えにくいことや、情報格差が生じるおそれがある。また、市民一般を対象とすることが多いため、対象を絞ったより効果的な発信が行いにくいことなどがデメリットとして挙げられる。

広報においては、関心が薄い市民に対していかに効果的に働きかけるかという点を重視して行われる必要がある。

a 情報発信の強化（ITの活用）

従来の広報媒体も含め、多様な手法を用い、より効果的な広報活動ができるよう、庁内の調整機能を高め、市全体の広報活動を戦略的に行うべきである。

また、近年の情報通信技術（IT）の発達は目ざましいものがあるが、インターネットを利用した情報収集、情報発信は急速に市民生活に定着しつつあるといえることから、そのメリットが期待できるものについては、情報通信技術（IT）を積極的に活用することを検討すべきである。

インターネットが主に若年層を中心に定着していることから、関心が薄いとされている若年層への働きかけという面でも効果が期待できると思われる。

〔具体的な事業の提言〕

人権施策に関する総合的な情報を提供するホームページの開設

(イ) 学習機会の提供

学習機会の提供は、一般に、人権の大切さに気付き、更に主体的に取り組む深めたいと思う市民に対し、人権についての理解を深めるための様々な機会を提供するものであり、人権感覚を磨き、人権問題解決のための力を培うものとして重要である。

これまでに、各種の講座や講演会、人権にゆかりのある名所旧跡でのフィールドワークなど、多種多様な方法で行われており、既に市民の間に定着している事業もある。

学習機会の提供における課題としては、啓発テーマの偏りや参加者層の固定化傾向、市民のより積極的な参加意識の高揚などが挙げられる。

学習機会の提供では、市民の関心をひきつけるテーマの設定や、人権の大切さが実感できるための様々な工夫、また、市民自らが人権尊重のまちづくりのために行動するという更なるステップへ結びつけるという視点での、よ

り効果的な手法を検討する必要がある。

a 身近な場における啓発活動の充実

人権が市民一人一人の日常的なものであるということを実感するためには、啓発が市民の日常に近い場所や内容で行われることが有効であると考えられる。

これまでも、区民ぐるみ組織を中心とした取組など、より地域に密着した形で啓発事業が推進されているが、地域の実情に応じたきめ細かな取組を行うという観点からも、今後一層、区役所、区役所支所をはじめとする、市民により身近な場所において積極的に行われることが望ましいと思われる。そのためには市役所と区役所との効果的、効率的な連携や役割分担も考慮される必要がある。

また、地域における人権啓発の指導者を育て、支援していくことは、人権尊重のまちづくりの輪を大きく広げることにつながることから、今後も一層充実していくことが望ましい。

〔具体的な事業の提言〕

区役所、区役所支所等における啓発事業の一層の充実
地域における人権啓発リーダーの養成、活用の充実

b 交流事業の推進と参加・体験型事業の充実

人と人との交流は、他者の存在を理解し認め合う心を育み、豊かな人間関係に基づく地域社会の基礎となるものであり、人と人との関係が希薄化する現代社会にあって極めて重要なものである。

人権施策において、人権問題を抱える当事者と積極的に交流することで、人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られると考えられることから、交流事業を効果的な啓発手法の一つとして積極的に推進すべきである。

また、NPO等で試みられている先進的な取組なども参考にしながら、ロールプレイングなどのワークショップ形式の事業をはじめとした参加・体験型啓発事業の充実にも努める必要がある。

〔具体的な事業の提言〕

障害のある人、高齢者、外国籍市民等との交流事業の推進
ワークショップ形式などの参加・体験型事業の充実

(ウ) 市民の自主的な取組の支援

人権尊重のまちづくりは、市民一人一人が自らのこととして考え、担わな

ければ達成できない。人権尊重のまちづくりのために市民自らが行う人権啓発活動への支援は、市民の間に人権尊重が文化として根付き、発展していくために不可欠であり、人権尊重のまちづくりへの市民参加、市民による自治の活性化の基礎となるものである。

これまで、地域における啓発事業に区民が参加する区民ぐるみ組織の活動をはじめとして、様々な取組がなされているが、区民の一層の自立的な活動の促進、講座等で養成した市民啓発リーダーが自ら指導者となって活躍できる場づくり、行政の支援を離れた自主的に行われる取組に関する情報の把握などの課題が挙げられる。

これらの課題に取り組むとともに、市民の自主性を最大限に尊重し、また、市民の自立性を損なわないように留意しながら、人権啓発に関する市民の自主的な取組に対し、今後、一層の支援を行うべきである。

a 市民活動、NPO等への支援の充実

近年の市民参加やNPO活動の発展に伴い、更に取組への支援を充実していく必要がある。

また、市民活動が活発になりつつある現在では、むしろ市民の取組に積極的に学ぶことも必要である。常に市民活動等の動向に注意を払い、先進的な取組等に対しても行政が積極的に支援すべきである。

なお、市民活動への支援は、市民の自主性、自立性を高めるような方向で行われるべきであり、支援を行うことが、かえって市民の精神的、経済的な自立を損なうことのないよう留意する必要がある。

〔具体的な事業の提言〕

市民、NPO等が行う人権啓発活動への支援の充実

b 企業啓発及び企業における取組への支援

企業は、その企業活動を通じ市民生活と密接に関わっている。また、公正な採用を含めた人権尊重を基盤とする企業活動、企業内における人権尊重の気風の醸成は、市民から信頼される企業として不可欠であり、人権尊重の取組は企業の社会的責任として、積極的に推進されるべきである。

更に、企業には地域における啓発活動や市民活動との協働など、地域社会の一員として積極的な役割を果たすことも期待されている。

これまでも行政から企業に対する啓発及び企業の自主的な取組に対する支援が行われているが、引き続き、積極的に推進する必要がある。

c 大学，研究機関等との連携の強化と若者の活躍の場づくり

京都は歴史都市をはじめ様々な顔を持っているが，大学のまちとしても有名である。特に，最近では，大学と企業，地域との共同による取組が活発である。この京都の特色の一つといえる大学や世界人権問題研究センターをはじめとする研究機関の集積を，人権啓発においても十分に活用すべきである。

また，大学のまちは若者が集まるまちでもある。将来のまちづくりの担い手である若者が人権尊重のまちづくりを進める上で中心的な役割を担っていくためにも，啓発事業等において若者が積極的に参加できる場が必要ではないか。

更に，大学には多数の留学生が学んでいるが，例えば，国際化時代における共生という今日的なテーマを考える際には，外国人留学生との交流は欠かせない。若い世代への啓発，また，若者の市民参加という観点からも，大学生をはじめとする若者との対話や連携により効果的な取組がなされ，人権施策全体が活性化することを期待する。

〔具体的な事業の提言〕

人権啓発に関する大学や研究機関との連携

(財)世界人権問題研究センターの一層の活用

2 保障

人権の保障について

人権が尊重される社会は、国籍、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての人の尊厳が守られ、可能性が発揮できる社会である。しかし、残念ながら現実には、他の人には保障されている人権が十分に保障されず、虐待や差別、また、社会参加の阻害など、人権侵害を受けている人や、人権が侵されやすい状況にある人々が存在している。

これらの人権上の問題の解決のためには「人権教育・啓発」、「人権相談・救済」とともに、ソフト・ハードの両面において、それらの人々の置かれている状況等の改善を図る「人権保障」の取組が必要となる。

人権の保障については、従来から、女性、子ども、障害者など、各課題の状況に応じ、福祉的な施策を中心として様々な取組が推進されてきている。人権保障の推進に当たっては、各課題の社会的な背景やこれまでの成果等を踏まえつつ、時代の変化に的確に対応する必要がある。

また、国際化、情報化等の進展に伴って、新たな課題も生じてきていることから、それらについても的確に対応すべきである。

更に、課題が明らかになっている人々だけではなく、人権が十分に享有できていないことを訴えることができずにいる人々も存在しているということを常に意識し、それらの人々が声を上げやすい仕組みや条件を整備していくことも重要となる。

人権保障についての具体的な施策については、それぞれの人権課題の分野における取組に委ねることとするが、本提言に示した人権の基本的考え方や、人権施策推進の基本方針等を踏まえながら推進されたい。(各重要課題における人権保障に関する課題や施策の在り方については、第2章に示している。)

3 相談・救済

(1) 人権相談・救済について

人権尊重が生活に根付くためには、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、救済が必要な場合には適切な救済機関による人権救済が受けられるような社会の仕組みが必要である。女性、子どもをはじめとして、基本的な人権が侵害されやすい各人権課題については、これまでに、国において救済に関わる法制度が整備されつつある。

救済に係る被害者の法的救済や加害者に対する罰則等については、法律に基づくものであることから、基本的には国が法制度を整備する必要があるが、自治体行政には、このような救済に関する制度を円滑に利用できるような相談体制の構築が望まれる。

京都市では、これまで各人権課題を担当する部局や区役所等において、法律相談をはじめ各種の相談業務を行っているが、今後も、人権尊重の視点をもって、市民の目線で適切な対応を行う必要がある。

各人権課題への対応については、国の法制度等の整備と歩調を合わせ、人権課題ごとに関係機関のネットワークの構築が図られつつあるが、今後は、更に、複数の分野にまたがる相談への対応をはじめとして、効果的、効率的に対応できるような体制の構築が必要である。

このような人権相談が有効に機能するためには、国の法整備の状況を十分に検証したうえで、人権救済の仕組みについても検討することを期待する。

(2) 重点項目

ア 人権相談・救済に関する総合的なネットワークの構築

人権問題が複雑化、多様化する現在では、一つの相談窓口において相談者の抱える問題が解決するとは限らず、複数の機関の連携が必要になる場合がある。また、各相談窓口において受け付けた相談の中で、他の適切な相談・救済機関の対応が必要な場合に、円滑につながるような仕組みが必要である。

相談・救済機関の連携は、いくつかの人権課題において既に取り組みされているが、今後も、人権上の問題や侵害が起こった場合にきめ細かい対応を行うためには、総合性と専門性の双方が必要となってくる。

このようなことから、市の各種の相談・救済機関をはじめとして、国、京都府など他の行政機関や弁護士会、司法書士会などの関連機関、NPO等と広範な連携を図り、相談・救済に関する総合的なネットワークを構築することが必要と思われる。

〔具体的な事業の提言〕

人権相談・救済ネットワーク（仮称）の構築

また、総合的な相談・救済のネットワークの構築に伴うものとして、以下の項目についても重点を置き推進を図るべきである。

(ア) 相談機関等の周知及び教育・啓発との連携

人権上の問題が起こった場合に、市民はまずどこに相談すればよいかという問題に直面する。その際、市民が抱えている問題について最も適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図る必要がある。

また、国、京都府、京都市、NPO等の実施主体の垣根を越えて周知や連携に努めることで、市民がどの機関、団体に行っても適切に相談、救済につながる仕組みづくりも必要である。

〔具体的な事業の提言〕

相談・救済に関する機関や制度をまとめた相談マップ(仮称)の作成・普及

人権上の問題についてどこに相談すればよいかを知っている人、また、自分の抱えている問題が、人権上の問題であることを知っている人が身近にいることは、市民にとって非常に心強い。人権上の問題について、相談・救済機関までの確につなぐことのできる市民を多く養成することが、相談や救済制度を市民に身近なものにする有力な手段であると考えられる。

市民向けの啓発や啓発リーダーの養成講座等において、ネットワークの機能を中心に、人権侵害の現状や相談、救済制度等の知識、更には、プライバシーの保護について市民が研修できる機会を設ける必要がある。

〔具体的な事業の提言〕

人権相談や人権侵害への対応に関する市民への周知の充実
人権啓発リーダー養成講座等における人権相談・救済の内容についての研修

(イ) 信頼性の向上

市民が相談に行った場合に、縦割り組織の弊害として、いわゆる「たらい回し」が問題になることがある。

総合的なネットワークを構築し、各種機関相互の有機的な連携を図ることにより、たらい回しをなくすべきである。

また、迅速、丁寧な対応はもちろんのことであるが、プライバシーの侵害、相談先における二次被害などを起こしてはならない。市民の信頼を得るためには、窓口となる職員の資質の向上が不可欠であり、相談・救済機関に従事する職員の研修の充実を図るべきである。

更に、ネットワークの構築を活用し、各種機関を利用した結果、市民にとって納得のいくものであったかというフォローアップを可能な限り行うことで、信頼性の向上に向けた取組に繋ぐことができる。プライバシーに配慮しつつ効果的な取組を研究されたい。

〔具体的な事業の提言〕

人権相談・救済機関に従事する職員研修の充実
相談・救済にかかるフォローアップ方策の研究

(ウ) 情報収集及び提供の充実

市民生活全体として今どのような人権上の問題が起こっているのか、新たな人権問題が起こっていないかなどは、個々の相談機関だけで十分に把握できるものではない。時代と共に変化する人権問題に的確に対応するためには、様々な人権課題において発生している問題とそれに対する対応についての幅広い情報の収集が不可欠であり、それらをネットワークを活用して共有し、相談・救済機関全体としてのレベルアップを図るべきである。

第4章 計画の推進

ここでは、計画の推進、進行管理に当たって留意すべき点を挙げている。

1 推進体制と職員研修

(1) 推進体制

行動計画の策定、推進に当たっては、市長を本部長とする「京都市人権教育のための国連10年推進本部」を設置するとともに、人権に関する諸施策の総合的な推進を目的とした「人権文化推進会議」、各局において人権行政を推進する任務を持った「人権行政推進主任」が設置され、人権の視点から市政を推進する体制を構築しているが、計画の終了に伴い推進本部が廃止されたことを機に、各局で取り込まれる事業の進行管理、新規事業の把握の在り方などを再度点検する必要がある。

基本的な考え方でも触れたが、市の施策が全体として十分な効果を発揮し、市民の満足度の高い取組を行うためには、各部局の業務を人権の視点で捉え、総合的、効果的に推進する必要がある。

このため、市長を先頭に市政を人権の視点から点検する機能や、各人権課題に取り組む部局を調整する機能の更なる強化が必要である。

〔具体的な事業の提言〕

人権文化推進会議の機能強化

人権の視点から庁内の調整を行う機能の強化

(2) 職員研修

行動計画においては、京都市の職員の研修について、具体的な取組項目に掲げるとともに、職員研修所における研修をはじめ、業務に即した研修、各職場における取組、研修教材や資料の充実が図られてきた。

京都市が人権施策を推進するに当たっては、職員一人一人が人権の尊重を基礎として行動することが厳しく求められることから、不断に職員の研修に努める必要がある。

職員の研修に当たっては、それぞれの業務に対応した研修をはじめ、参加・体験型の研修など、より研修効果が高まるような工夫を行うとともに、それぞれの研修の効果についても把握し、より効果的な研修方法について研究すべきである。

〔具体的な事業の提言〕

職員研修に関する効果の把握

より効果的な研修プログラムの研究，開発や柔軟な研修の実施

2 関係機関，関係団体等との連携

人権尊重のまちづくりは，国，京都府などの行政機関をはじめ，企業，NPOなど様々な主体により推進されている。京都市全体として人権施策を効果的，効率的に推進するためには，様々な主体の役割や責任を明確にしつつ，互いに連携することが効果的である。

既に京都府内を行政区域とする国の行政機関，京都府及び京都市で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」や，京都府，京都市，人権擁護委員，商工会議所等からなる「京都人権啓発推進会議」などが組織され，連携が図られているが，今後も，それぞれの役割を踏まえつつ，幅広い連携，協力を図りたい。

3 進行管理と評価

(1) 進行管理

行動計画の進行管理に当たっては，年度ごとの取組実績報告書を作成しており，また，各人権課題に対する取組においても年次報告等が示されているが，今後も透明性を高めることはもちろんのこと，それが市民に確実に伝わるような工夫が必要である。

〔具体的な事業の提言〕

人権施策の進捗よく状況を示す「京都市人権レポート（仮称）」の作成

(2) 評価

更に，基本方針で示したように人権施策を総合的，戦略的に推進するためには，取組の実績だけでなく，どのような成果があったかという視点での評価が不可欠である。人権に関する評価は難しい面が多いが，現在取り組まれている行政評価制度の活用をはじめ，必要に応じて調査を行うなど，客観性を担保しつつ，できる限り分かりやすく施策の評価を行い，効果的に推進することが，市民及び行政にとって必要と思われる。

〔具体的な事業の提言〕

外部の視点で施策を点検する「京都市人権施策推進懇話会（仮称）」の設置

京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市において、人権教育・人権啓発の推進をはじめとする人権文化の構築に関する基本方針等を定める京都市人権文化推進計画（仮称）を策定するに当たり、適正かつ有効な提言を得るため、京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 委員会は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員のうち、2名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認める者を、それぞれ市長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

（座長及び副座長）

第4条 委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出し、副座長は委員のうちから座長が指名する。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

（招集及び議事）

第5条 委員会は座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 委員会は、座長（座長に事故があるときは副座長）及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、文化市民局市民生活部人権文化推進課において行う。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

(敬称略・50音順)

| 氏名 | 役職等 | 分野 |
|--------|------------------------------|---------|
| 安保 千秋 | 弁護士・人権擁護委員 | 弁護士 |
| 安藤 仁介 | 世界人権問題研究センター所長 同志社大学法学部教授 | 学識経験者 |
| 井上 慶子 | 自由業 | 市民公募委員 |
| 河口 芳嗣 | 市立弥栄中学校校長 | 人権教育関係者 |
| 栗本 敦子 | 地球市民教育センター代表 | 人権啓発指導者 |
| 坂元 茂樹 | 神戸大学大学院法学研究科教授 | 学識経験者 |
| 孫 美幸 | 立命館大学大学院生 | 市民公募委員 |
| 東田 文男 | 京都新聞社論説委員 | ジャーナリスト |
| 三田村 隆彦 | 京都市社会福祉協議会常務理事 | 社会福祉関係者 |
| 米津 幹郎 | 吉忠株式会社管理統括本部取締役本部長 | 企業関係者 |

委員会の開催経過

| 回数 | 開催日 | 場所 | 議題 |
|----|-----|----|----|
|----|-----|----|----|

| | | | |
|-----|-------|-----------------------|--|
| 第1回 | 6月25日 | 京都ロイヤルホテル | (1)新しい行動計画の位置付けについて (2)現在の行動計画について (3)人権についての所感 (4)スケジュールについて |
| 第2回 | 8月23日 | ひと・まち交流館京都 | (1)現状と課題，今後の方向 (2)委員会の検討スケジュール |
| 第3回 | 9月22日 | 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館 | (1)人権に関する基本的考え方 (2)人権教育・人権啓発の推進方策 |
| 第4回 | 11月9日 | 京都市国際交流会館 | (1)人権教育・啓発について (2)人権相談・救済について |
| 第5回 | 12月2日 | 京都市女性総合センターウイングス京都 | (1)今後のスケジュールについて (2)中間まとめに向けた意見整理 |
| 第6回 | 1月19日 | 京都市市民生活センター | (1)各重要課題の現状と課題，今後の方策について (2)提言中間まとめ（事務局案）について |
| 第7回 | 3月16日 | 京都市市民生活センター | (1)提言（最終まとめ）について |

パブリック・コメントの結果

京都市への提言に先立ち、「京都市人権文化推進計画（仮称）策定に当たっての提言 中間まとめ」に対するパブリック・コメントを行った。

1 募集の概要

- ・周知方法 市民しんぶん（全市版）2月号，市ホームページに掲載
意見募集冊子を市役所本庁舎，各区役所・支所等に配付，また，人権にか
かわりの深い団体に意見募集冊子を郵送し，提出を呼びかけた。
- ・実施期間 平成17年2月14日（月）から平成17年2月28日（月）まで
- ・提出方法 FAX，電子メール，郵送
- ・募集結果 意見数 31件

2 パブリック・コメントで寄せられた意見の概要

| 番号 | 意見要旨 |
|-----|--|
| 1 | 個人情報の保護について，その他の課題で触れて欲しい。個人情報の漏洩やフィッシング詐欺なども大きな問題になっている。 |
| 2 | 「これをしていかなければならない」というトーンが多いように感じる。人権文化を推進することが明るい社会になるというようなプラスイメージをもっと出した方がよい。更にその中に身近な具体的な例があればより理解しやすいのではないか。 |
| 3 | 最近，学校での殺傷事件が頻発していることを非常に危惧している。子どもの安全も人権の重要な視点であるので，その点についての提言が欲しい。 |
| 4 | 人権を考える際に必要なことは歴史的な文脈で基本を抑えることであり，人権に関する記述について思想史的な説明が抜け落ちている。 個々の課題も大切であるが，突然「人権」といわれると戸惑ってしまう。また「人権文化」はうなずけるが「啓発」は高みからみているようで嫌な感じを受ける。 |
| 5-1 | ジェンダーに基づく固定的な役割分担について，現在ではむしろ抑制する動きがでていいる。その点についてもう少し論じるべき。 |
| 5-2 | 子どもの人権をめぐる問題は大人社会の反映であるという部分をもっと強調されてよい。また，アの項目で記述すべき。 |
| 5-3 | 障害者の企業就職，社会参加の問題は，現状からすると提言の記述は絵空事に思える。 |
| 5-4 | 外国人の項目イで「民族的偏見の払拭と民族的自覚の基礎の涵養」が分かりにくい。更に説明が必要ではないか。 |
| 5-5 | ホームレスの問題は，市場競争原理で動く今の社会経済体制そのものを問題にしなければ解決しないのではないか。 |

| 番号 | 意見要旨 |
|------|--|
| 5-6 | <p>プライバシーの侵害について、個人情報を侵害するものとして何があるのかの具体的な記述や、漏洩、改ざんの問題も記述すべき。</p> |
| 5-7 | <p>人権相談や救済は、行政から独立した機関を設け、その機関から市へ勧告を行うような機能を持たせるべき。</p> <p>また、相談・救済について、地域住民の人権を守るために必要なことは、国に積極的に働きかけるべきであるし、できることは自治体独自でも実施すべき。</p> |
| 5-8 | <p>人権を論じる場合、少なくともイギリスのマグナカルタにまでさかのぼって考える必要があるのではないかと。そして「権利のための闘争」が言われ自由権的な人権から生存権的・社会権的な人権へと広く深く意識され保障が求められていった過程、先人たちの血のにじむような努力が忘れられてはいけない。</p> <p>最近、いつまでも過去にとらわれず未来志向でという言葉が聞かれるが、過去との誠実な対話なしに現在を肯定し、未来を考えることに危うさを感じる。</p> |
| 5-9 | <p>今、私たちが暮らしている社会は、市場競争原理で動く社会経済体性をとっている。政治、法律、行政などの多くのことはその中に含まれている。そのような中で人権を論じるのは困難が多い。自由＝善、規制＝悪、と単純に割り切れないことを十分におきたい。そのためにも、人間の権利が意識された原初とその後、今に至る過程をきちんと踏まえたい。</p> |
| 5-10 | <p>人権擁護、差別解消を論じる場合、それを侵し妨げるものは何かを正しく把握しておく必要がある。第一に政治的な公権力と経済的な権力が挙げられる。これらを真っ先に取り上げることなく人権を論じることは、まやかしの感を受ける。</p> |
| 6 | <p>婚外子（非嫡出子）の問題が一切触れられていないことが残念である。この問題は、国連子どもの権利委員会などから再三再四勧告を受けているところであり、戸籍上の続柄記載や、民法 900 条の相続差別など、日本に唯一残される行政上の差別であるといえる。普段この問題を意識しない人々も、この社会的差別があることをやはり知っていて、そのために欧米諸国などでは事実婚のカップルが半数近くという国もある現状で、日本は 99% 以上の婚姻率を保っている。そのようにして、やはりこの国には「家制度」的なものが残り、その枠の中で女性たちが個性を生かした人生を送ることが出来ない（一向に改善されない性別役割分担意識）ということが、今日の少子化問題にもつながっているように思う。</p> |
| 7 | <p>はじめに人権ありきではなく、国民の不断の努力によってのみ継続できるものであり、決して普遍的なものではないと考える。</p> <p>今後は地方自治体などの行政が前面に出る必要は全くないと考え。これからは NGO や NPO を後方からサポートする姿勢が必要である。</p> |

| 番号 | 意見要旨 |
|------|---|
| 8 | <p>息子は軽度の知的障害を持っているが、障害者年金が不認定とされている。軽度といえどもアルバイトが精一杯であり、医療費等の負担も大きく、親子とも将来が不安である。軽度知的障害者について施策の改善をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親の退職，病気等に応じて障害者年金を受け取れる保障制度を設けること ・医療費の軽減 ・公的支援により必要な数のグループホーム及び職場を設けること ・知的障害者が，将来も安心安全に暮らせるためには，親が何をしておけばよいのかについての講習 ・知的障害者は冤罪を受けやすいため，関係者の養成課程等に知的障害者との交流など，障害について学ぶ機会を設けること |
| 9 | <p>イベント型の啓発事業は効果があるか疑問である。見直すべきではないか。行政がイベントやパンフなどで啓発を行っても個々の家庭で人権について話題になることが少ないと思う。</p> <p>NPO 等による自主的な活動に対する支援が重要であるとともに，市民の社会生活に多くのかかわりを持っている企業が積極的に活動を行うことが重要ではないか。行政は市民団体や企業に対して個別に支援するだけでなく，両者を結びつけるなど，より効果的な活動ができるような支援を行うべき。</p> |
| 10 | <p>市主催の講演会に一度だけ誘われて参加したことがあるが，人権というテーマについて面白くて分かりやすい話をしていただいた。</p> <p>市内の大学で学んだが，在学中は市の人権関係のイベントについて知る機会がほとんどなかった。若者の参加の必要性について述べられているが，学生など若者に対してもっとイベント等についてアピールしてはどうか。</p> |
| 11-1 | <p>子ども：離婚は大抵の場合，子どもにとって深い傷になると思われることから，親はもっと熟慮すべきである。その上で，ネグレクトや子どもが孤独感等から閉じこもることなどが無いよう，母子，父子家庭に対する支援が必要である。</p> |
| 11-2 | <p>教育：学校に籍を置きながら授業を受けない人がいる一方で，経済的理由で学習の機会に恵まれない人がおり，常々理不尽であると感じている。</p> |
| 11-3 | <p>人権学習：まず大人がしっかりと学ぶべきである。ボランティア活動がよいのかどうか分からないが，自分の肌で感じることで他人事ではすまなくなるのではないか。</p> |
| 12 | <p>大学生など若者を中心とした取組を推進するため，大学機関に働きかけを行ってはどうか。また，大学の教養課程に人権等の学習を盛りこんだり，行政の人権啓発事業を単位交換制度に組み込むなどができないか。</p> |
| 13-1 | <p>社会的に差別されたり色眼鏡で見られ，安定した職につけない母子家庭世帯は，極めて厳しい状況に置かれている。</p> |

| 番号 | 意見要旨 |
|------|---|
| 13-2 | <p>当事者の声を聞き，社会的，経済的弱者である子育て中の母子家庭世帯に対する支援策を早急に実施して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人親世帯の緊急雇用枠の実現 ・市営住宅がない上京地域居住の母子家庭世帯への緊急代替住宅供給の実現 |
| 14-1 | <p>人権とは個人の考え方よりも豊かな生活を保障することから始まるのではないか。言論の自由や教育を受ける権利など，市民生活擁護や社会生活に必要な権利を確認することが第一で，人権を個人間に求めるのはあまりにも短絡的と考える。</p> |
| 14-2 | <p>人権の保障について，いわゆる「社会保障制度」のような使われ方とは異なっていると断りを入れているが，これは本来の人権の概念を独断で改変するものになっているのではないか。</p> |
| 14-3 | <p>同和問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別施策で建設された公営住宅について，全面的，無条件の一般公募を実現すべきである。また，すべての地域で老朽化した住宅の建替え計画を持ち，建替え対象者との協議による事業の推進を提案する。 ・保育所での同和問題に関する啓発は必要ないと考える。また，同和地区児童・生徒を対象にした「自己実現」なる特別施策は一切すべきではない。教育基本法に基づいた，一人一人を大切にす教育が必要である。 ・コミュニティセンターの活用で「共生」とあるが，人間社会になじまないのをやめていただきたい。 |
| 15 | <p>ホームレスについて：福祉事務所での相談において，まだ若いから（65歳になっていないから）自分で働きなさい等の対応がよくきかれるが，これは隠れた人権侵害になっているのではないか。</p> <p>他の課題と同様に，教育の場においてもホームレスの問題を取り上げるべき。また，ホームレスが生きるために必要な持ち物等を勝手に処分しないよう公園，道路等の管理に従事する職員の研修が一層必要である。</p> |
| 16 | <p>提言にあるように，人権を十分に享有できていないことを訴えることのできない弱者に対して十分対応ができるようになれば，市の人権施策も及第点がつけることができるであろう。</p> |
| 17 | <p>永い間，犯罪被害者に対する支援は放置されてきたが，過去の事件等を契機として，近年，犯罪被害者の人権に対する配慮は整備されつつある。</p> <p>犯罪被害者の方々は，侵害された人権について，その回復と尊厳を求めて相談機関に来られるが，本来的な人権回復には，相談機関の活動とともに，地域の住民，周囲の人々の暖かい思いやりと理解が必要である。私たち一人一人と行政が手を取り合って初めて犯罪被害者の方々の人権が守られ，その尊厳が保たれるのではないか。</p> |

| 番号 | 意見要旨 |
|------|--|
| 18-1 | <p>人権という言葉に終始しており，差別するという視点が埋没してしまっていないか。特に「差別する側」に言及する箇所がほとんどなく，差別する側に問題があるという視点がもっと必要である。</p> |
| 18-2 | <p>同和問題で，かつては小学校低学年では同程度の学力からスタートしていたが，現在では，最初から格差がある状態となっている。結果的に子どもたちが成長し，就業の段階で職業選択の幅が非常に限られている。また，企業の採用時の偏見を正していくことはもちろん，職業を自由に選択できる社会的状況等をつくっていくためには，まだまだ努力が必要である。</p> |
| 18-3 | <p>同和問題とあるが，行政はいつまで「同和」を使い続けるのか。同和地区が法的になくなった現状では，「部落問題」あるいは「被差別部落」と明言したほうが，事の本質が見えやすくなるのではないか。</p> |
| 18-4 | <p>例えばホームレスの問題は，個人がそこから抜け出すことが可能な課題であるが，部落であることは抜けることができない問題であり，それを並列に語ることはできないのではないか。それぞれ取りかかりやすい課題には具体的に今後の在り方が示されているが，そうっていない課題もあり，温度差が見える。</p> |
| 19 | <p>ホームレスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就業機会の確保」は連絡先がない，住所が書けないなどの理由から大方は困難である。ウォーミングアップを必要とする人や仕事の創出が現実的な面もあり，仕事の創出も施策の中に入れるべきである。 ・「生活に関する相談や指導など」の中に「生活保護制度の適切な運用など」という文言をいれるべき。また，「安定した居住場所」の確保の文言についても，制度とつなげる文言がある方がよい。 ・地域での人権啓発の中に学校も入っていると思うが，青少年による襲撃事件が後を絶たないことから，是非「学校」という文言を入れて欲しい。 ・社会参加の機会がないので，市民との協働，ふれあいの場が保障されるよう，積極的な参加を拒否されないようにすべきである。 ・イベント等によって居場所を排除されないようにすべきである。 |
| 20 | <p>自分はホームレスであり，よく図書館を利用するが，図書館の開館時間を変更（延長）してほしい。</p> |
| 21 | <p>ホームレスについて具体的な指針がでていない。人権啓発等を含めて具体的な案を出して欲しい。</p> |

| 番号 | 意見要旨 |
|----|--|
| 22 | <p>外国人について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人ではなく外国籍市民とすべきではないか。 ・「ちがいを認めあうこと」を加える。民族的差別，偏見の大部分はこの違いを認めず，同化を強制する心理や政策が原因である。 ・保育・学校教育において教職員の継続的な研修，とりわけ管理職研修が必要である。また，子ども国際クラブなど子どもたちが異文化に触れ，学ぶ機会の提供が必要である。 ・就労について，「各事業所における外国籍労働者問題に対する人権教育の徹底」を加える。 ・多言語等への対応について，英語のほか「中国語，朝鮮（韓国）語，その他の言語」を加える。また，「区役所における外国籍市民の総合相談窓口の整備」を加える。 ・市民参加について，「言語，文化，専門知識など多方面での市民ボランティア活動の促進」を加える。 ・追加として，外国籍市民の高齢者等に対する支援措置 |
| 23 | <p>同和問題について，現状と課題に部分で，「従来劣悪であった住環境や生活実態は大きく改善され」の「生活実態は」の後に「崇仁地区を除いて」を加える。</p> |
| 24 | <p>中間報告は差別ありきが前面に出ている。もっと幅広い人権問題にしてはどうか。</p> |
| 25 | <p>家庭教育が重点項目として挙げられているが，日常生活を通じて自らの姿を持って示していくことが果たして可能かどうか疑問が残る。家庭教育に対する支援では親子が一緒に考えるようなプログラムなどを実施し，むしろ親自身が自信を持って子育てができるように親に対する教育を重視してはどうか。</p> |
| 26 | <p>バリアフリー化された店や観光スポットを作っているような市民活動をもっと積極的に支援すべき。行政よりも市民活動を支援する方が結果として近道ではないか。</p> |
| 27 | <p>人権が尊重されているかどうかは，分かりにくい部分があるので，人権に関する実態調査を積極的，長期的，定期的の実施すべきである。</p> |
| 28 | <p>計画の推進において，進行管理は分かるが，評価は難しい。特に，客観性を担保し，第三者的に評価することが本当に可能なのか。</p> |
| 29 | <p>公務員の人権意識は低いという認識から出発すべき。また，不安感を解消するための監視カメラの設置などの監視社会の進行が，結果的に監視される社会になっておりプライバシーが保護されていない。更に行政の「公平性の原理」に人権をないがしろにする要素がある。</p> |

| 番号 | 意見要旨 |
|----|---|
| 30 | <p>ホームレスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現実には行政が直接ホームレスの方を支援するには限界があることを考えて、継続的に支援をしている民間団体への経済的な援助を行うことによって、確実に安定的にホームレスの方への支援が実行できるようにする。 ・ 荷物を一方的に廃除された経過があり、ホームレスの人権が今後も侵害されることのないようにするための制度作りが必要である。 |
| 31 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権施策に関する総合的な情報を提供するホームページの開設では、人権に係わる各団体とのリンクも検討すべき。 ・ 「京都市人権施策推進懇話会（仮称）」には、当事者の意見が反映されるようにしてほしい。そのためには、構成員に当事者を入れる必要がある。 ・ 区役所・支所における啓発事業の充実については、事業の中味の充実と併せて区民の参加をもっと促すような広報の仕方を工夫すべき。特に、子どもや若者へ働き掛けが重要である。各世代に応じた企画が必要である。 ・ NPO等への支援は、資金面の支援だけでなく、市が行う啓発事業の中にNPO等が参加できる場をつくる必要がある。 ・ 企業啓発においては、参加者に自ら進んで人権について考えさせるような研修を行う必要がある。 ・ 世界人権問題研究センターは研究機関としてだけでなく、人権問題について幅広く活用できるようにすべきである。 ・ 人権相談については、市民に身近な機関である区役所の果たす役割が重要である。 ・ 人権啓発事業においては、人権について市民が親しめるような明るいイメージの企画が必要である。行政だけで企画するのではなく、民間のイベント企画のプロを活用して市民にアピールできるようなものにすべきである。 |

用語説明

【ノーマライゼーション】

性別，年齢，障害の有無等にかかわらず，生活の拠点である家庭や地域，学校において等しく参加し，支え合って生きていくことが普通（ノーマル）の社会であり，社会において様々な人々が多様な価値観や生活スタイルを互いに認め合い，生活することが当然とする考え方

【ユニバーサルデザイン】

「できる限り最大限すべての人に利用可能であるように，製品，建物，空間をデザインすること」であり，「能力や年齢にかかわらず大勢の人が利用できる製品や環境を作り出す包括的アプローチ」であるとして，1970年代にアメリカの建築家ロン・メイス氏によって提唱された考え方

【協働（パートナーシップ）】

ある目的の達成のために複数の個人や団体が協力していく関係をいう。

【NPO】

「Non Profit Organization」の略。営利を目的とせずにさまざまな活動を自主的・自発的に行う組織・団体。こうした団体が法人格を取得する道を開いて，その活動を促進するため，平成10（1998）年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定された。

【バリアフリー】

建築物や道路，鉄道等の公共施設，個人の住宅等において，高齢者や身体に障害のあるひと等の利用に配慮し，段差等の物理的障害をなくすこと。また，制度的あるいは精神的な障壁等をなくすことについても用いる。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的言動によって相手の望まない行為を要求したり，身体的な接触を強要したり，それを拒んだ相手に対して不利益を与えたりする「性的嫌がらせ」をいう。

【ストーカー行為】

平成12（2000）年11月から施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」においては，つきまとい等の行為を同じ者に対し反復して行うことを「ストーカー行為」として規制している。

【性の商品化】

女性を一人の人間として捉えるのではなく，その性的側面のみを強調し，男性の性的対象物として扱う行為をいう。

【ジェンダー】

男女の生物学的性差（sex）とは直接関係のない社会的・文化的につくられた性差。男女の性役割，行動様式，心理的特長などにおける合理的な根拠に基づかない「男らしさ」「女らしさ」をいう。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

夫婦や恋人など「親密な関係」にあるとされる男女（パートナー）間における様々な暴力をいう。

【スキル】

学習により得た知識を実際の生活の場面で行動化するための基礎的な力。人と意見を交わし，議論するなどのコミュニケーション力や判断力といった知的スキルと，対立を非暴力的に解決することなどの社会的スキルなどがある。

【成年後見制度】

判断能力が不十分な人の生活と財産を保護する制度であり，高齢社会への対応のため，また知的障害，精神障害のある人等の福祉の充実のため，従来の禁治産・準禁治産制度を抜本的に改めた法定後見制度と新設した任意後見制度から成り立っている。

【自閉症】

3歳くらいまでに生じ，(1)他者との関係づくり，(2)コミュニケーション，(3)こだわりのすべての領域で障害がみられるものをいう。自閉症のうち知的障害を伴わないものは，高機能自閉症という。

【学習障害（LD）】

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち，特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

【コミュニティセンター】

従来，隣保館として同和地区住民の社会的，経済的，文化的生活の向上を図るため，生活相談をはじめとする各種の事業（隣保事業）を行ってきた施設で，平成14年度からは，隣保事業及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより，コミュニティ活動を振興するための施設として設置している。

【エイズ患者・HIV感染者】

エイズの原因となるウイルス(HIV)に感染している人をHIV感染者という。HIV感染＝エイズではなく，感染後平均10年といわれる潜伏期間（無症状の時期）があり，その後

発病した人をエイズ患者という。

【ワークショップ】

本来は作業場という意味だが、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、共同で何かを創り出す、参加・体験型の研修会などの形式を指す。また、その作業そのものを意味することもある。

【フィールドワーク】

現地に赴いて学習すること。施設の見学や市民活動、地域実態の視察などを行う。

【婚外子（非嫡出子）】

法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子のこと。

【区民ぐるみ組織】

地域団体や企業等により、地域に根差した住民自身による自主的な啓発活動を推進していくため、区において設置されている組織。

【ロールプレイング】

ワークショップの手法の1つ。学習テーマに合わせて参加者が様々な役割（ロール）を演じることで、別の視点に気づいたり、立場の違う人への共感を得ることができる。

【(財)世界人権問題研究センター】

平安建都 1200 年を契機として、世界的な視野に立って人権問題を総合的に調査・研究する専門的機関として文部省（現文部科学省）から認可を受け、京都市、京都府、京都商工会議所により平成 6(1994)年 11 月に設立された。現在、80 余名の研究員を擁し、研究 4 部門（国際的人権保障、同和問題、定住外国人、女性）において共同研究、個人研究を行っている。

【人権文化推進会議】

京都市の人権文化の構築に関する施策について、主管副市長を議長とする庁内の横断的な推進組織として平成 10(1998)年 5 月 20 日に設置されたもので、各局・区等が相互に連絡し、調整を行うことにより、その円滑かつ総合的な推進を図っている。

【人権行政推進主任】

京都市における人権行政（人権文化の構築に関する施策について、企画、立案及び実施）の推進を図るため、各局・区等に設置しており、庶務担当部長がその職を務める。所属における人権行政の統括、啓発事業や職員研修の推進、人権行政に関する連絡調整などの事務を職務とする。

